

## 平成 28 年 6 月 1 日から経営事項審査の制度改正が行われます。

### (1)解体工事業の経営事項審査が新設されます。

- ・様式第二十五号十一の一部（申請書 1 枚目のみ）が改正されます。
- ・各コード表の一部（業種コード表、技術職員名簿業種コード表、有資格区分コード表）が変更されます。
- ・平成 28 年 6 月 1 日以降に本審査を行う経営事項審査より新様式での提出をお願いします。

※「解体工事業」の経営事項審査を申請する場合は、事前に「解体工事業」の建設業の許可を受けておく必要があります。

### (2)「とび・土工工事業」と「解体工事業」の分離による総合評定値(P)への影響を緩和する措置として経過措置が設けられています。

- ・「とび・土工工事業」又は「解体工事業」を申請される場合は、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」による総合評定値（P）評価を行います。

○経過措置期間:平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで

○工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高について「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)(業種コード300)」による評価を行います。

このため、「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を申請される全  
ての方は、下記事項をご確認ください。

1. 本審査時にご提出頂く（添付書類第 1 号）完成工事高内訳書（佐賀県様式）は、直前 2 年又は 3 年分の「とび・土工工事業」と「解体工事業」の実績について必ず作成してください。※「とび・土工工事業」又は「解体工事業」1 業種のみを申請される場合でも、「とび・土工工事業」と「解体工事業」2 業種分の完成工事高内訳書が必要となります。

⇒「解体工事業」については平成 28 年 6 月 1 日法施行以前のものについても「とび・土工工事業」と分離する必要があります。既に経営事項審査で審査済みとなった「とび・土工工事業」の完成工事高内訳書も「解体工事業」と分離したものを再度作成・ご提出ください。完成工事高内訳書の確認書類となる工事請負契約書等に関しては、従来通り「とび・土工工事業」及び「解体工事業」分について本審査時に提示ください。ただし、既に経営事項審査で審査済みとなった「とび・土工工事業」に含まれる「解体工事業」の確認書類については省略可能とします。

2. (別紙一) 工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高には必ず経過措置業種コード(300)についても記載してください。経過措置業種コード(300)は完成工事高内訳書の「とび・土工工事業」と「解体工事業」の合計額となります。

・「とび・土工工事業」のみ申請時に記載する業種コード  
「とび・土工工事業」050、「経過措置業種コード」300  
⇒「解体工事業」の完成工事高は「その他」へ算入。

・「解体工事業」のみ申請時に記載する業種コード  
「解体工事業」029、「経過措置業種コード」300  
⇒「とび・土工工事業」の完成工事高は「その他」へ算入。

・「とび・土工工事業」及び「解体工事業」を申請時に記載する業種コード  
⇒「とび・土工工事業」050、「解体工事業」290、「経過措置業種コード」300

※「とび・土工工事業(050)」申請時は「法面処理工事(051)」についても従来どおり記入してください。

○技術職員について「とび・土工工事業」及び「解体工事業」を同時に申請した場合に限り、1人の技術職員が合計3業種まで技術者として申請できます。

⇒1人の技術職員を「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術者として申請する場合は、技術職員名簿業種コード「99」(とび土工工事業+解体工事業)を記載することでその他1業種を合わせた3業種での申請が可能となります。

**(3)「解体工事業」の技術職員の要件について経過措置が設けられています。**

・平成33年3月31日までの間は「とび・土工工事業」の技術者(法施行前に「とび・土工工事業」の技術者要件を満たす既存の者に限る。)も「解体工事業」の技術者とみなすことができます。

**(4)今回の改正に伴う再審査の取扱いは行いません。**

**【お問い合わせ先】**

佐賀県県土整備部建設・技術課 建設業担当  
TEL : 0952-25-7153